

島根民医連歯科奨学金貸与規則

島根県民主医療機関連合会(以下、島根民医連と称す)は、民医連綱領のもとで民医連の医療活動に貢献し、これを積極的に創造する歯科医師の育成のために、この奨学金貸与規則を定める。

この奨学金は、島根民医連に加盟する各医療機関から拠出されたものである。

第一条(目的)

この規則による奨学生は、民医連綱領と島根民医連長期計画の実現をめざし、この活動に参加しようとする歯学生(以下、奨学生と称す)の勉学の要望にこたえ、修学資金の貸与を行うことを目的とする。

第二条(奨学生の役割)

- (1)奨学生は、民医連綱領にもとづき、国民の生命と健康を守る歯科医師となるべく、医学・医療の勉学に励み、また、民医連の諸活動に参加し、患者の立場に立った医療活動を実践的に学ぶことに努める。
- (2)奨学生は、当連合会及び全日本民医連、他県にあつては当該する連合会の行う歯系学生のための諸企画(歯学生のつどい、夏期ゼミナール、デンタルナビなど)に対して、その成功のために積極的に協力を行う。
- (3)奨学生は、奨学生会議に出席し、医療をとりまく情勢や民医連の医療・理念への理解を深め、奨学生相互の親睦と交流を図ることに努める。奨学生会議は、1年に2回以上開催するものとする。

第三条(奨学金の申請)

奨学金を希望するものは、この規則を承認し、所定の申請書を島根民医連理事会に提出する。

第四条(奨学生の承認)

島根民医連理事会は、面接及び書類審査を経て支給の可否を決定する。決定は文書で速やかに本人に通知するものとする。

第五条(奨学金の支給方法)

奨学金の支給日は、毎月26日～末日とする。

支給方法は、本人自ら受領に来るものとする。ただし、遠隔地の場合は、当該連合会に授受を依頼のうえ送金し、本人自ら出向くものとする。やむを得ない事情がある場合は、銀行振込にすることができる。

第六条(奨学金の支給額)

奨学金の支給額は、1.2年生は月額50,000円、3～6年生は月額70,000円とする。

第七条(奨学金の返済)

奨学生は、歯科医師国家資格取得後奨学金を返済しなければならない。

尚、返済にあたっては、方法、期日等について奨学生、島根民医連相互で真摯に協議し、合意を図るものとする。

下記の項目に該当する場合は、速やかに奨学金を返済しなければならない。

- (1)卒後臨床研修修了後、民医連以外の医療機関に参加する場合。
- (2)歯科医師資格取得が不可能となった場合。
- (3)島根民医連以外の連合会(他県連)に参加する場合。
- (4)本規則に定められた主旨に反する行為、または著しく民医連綱領に違反する言動があり、島根民医連理事会が契約を取り消した場合。

これらの場合、すでに受けた奨学金の全額とこれらの利息分(解約時における年間の銀行定期預金の利息)を併せ、島根民医連理事会に返済しなければならない。中途退職の場合は、奨学金支給月数から勤務月数を差し引き、返済額とする。

返済額は下記計算式によるものとする。

$$\text{返済額} = \text{支給給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{勤務した月数}}{\text{支給期間の月数}} \right) \times \text{解約時に於ける銀行一年定期預金利息}$$

尚、(3)の場合、当該県連合会と協議を行うこととする。

第八条(奨学金の返済免除)

奨学生が卒後臨床研修修了後、島根民医連に入職し、島根民医連理事会の指示にもとづき、奨学金支給期間を島根民医連の歯科に勤務した場合は、奨学金の返済を免除するものとする。

島根民医連に入職した歯科奨学生については、奨学金の返済免除の計算において、1年間の卒後臨床研修期間を遡り、勤務した月数に加えるものとする。

第九条(卒後臨床研修について)

尚、卒後臨床研修は、島根民医連卒後臨床研修施設で行なうことを原則とし、島根民医連の歯科の事情によりこれを行なうことができない場合は、島根民医連理事会の承認を得て、他の卒後臨床研修施設で卒後臨床研修を行なうことができる。

奨学金貸与制度は、将来島根民医連の歯科医師として活躍しようという意思を表明した歯科医学生(奨学生)への修学資金の貸与制度であって、その受給により卒後臨床研修を島根民医連卒後臨床研修施設で自動的に進めることを確約するものではない。

付則1. この規則は、2011年10月1日より施行する。

2. この規定にないことがらについては、県理事会が十分に論議したうえでその取り扱い方について決め、速やかに本人に通知し、本人の合意の上で実施する。

2011年 9月 8日 制定